

防災行政無線の戸別受信機を更新(無償貸与)します

町では、近年多発する気象災害などの緊急情報をより早く、より正確に伝え、町民の皆さまの生命と財産を災害から守るために、平成29年度から3年間で現在の「防災行政無線(アナログ方式)」から「防災行政無線(デジタル方式)」への整備を行っています。

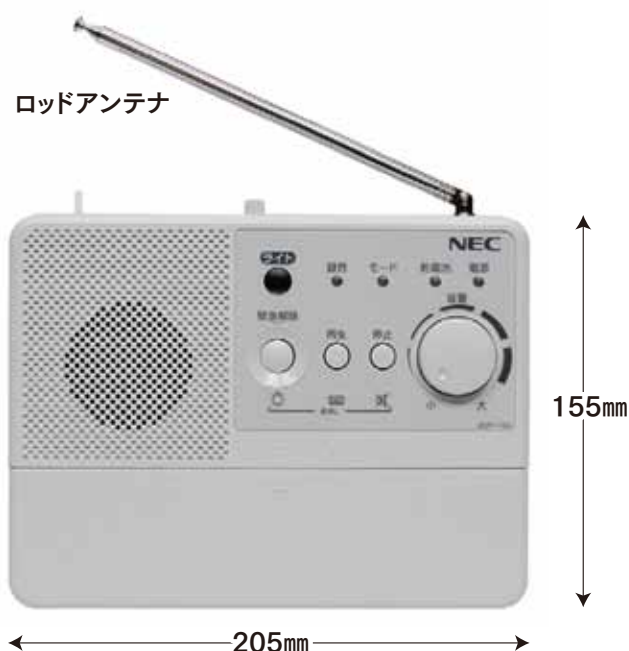
平成29年度から30年度においては、各地区(一部除く)に防災行政無線の屋外拡声子局(屋外スピーカー)を整備しました。今年度は、現在町から全世帯に貸与している戸別受信機(アナログ方式)をデジタル方式の戸別受信機へと更新します。

更新完了後は、現在使用されている戸別受信機(アナログ方式)は使用できなくなるため更新をお願いします。

■新戸別受信機の特徴

- ①**本体**：幅20.5cm 高さ15.5cm 奥行5.7cmの大きさで、壁掛けや、机上に置きます。
- ②**放送**：自動で放送が入り、音量の調整ができます。火災などの緊急放送は、強制音量(最大音量)で流れます。
- ③**録音再生**：放送を自動録音できます。聞き逃した場合や、留守中の放送が確認できます。
- ④**アンテナ**：電波の不安定な地域や、電波障害のある住宅には屋外アンテナを取り付けます。

<新戸別受信機外観>



●戸別受信機の仕様

幅205mm 高さ155mm
奥行57mm
※A4用紙の半分位の大きさです。
電源コード 3m
重量 800g(コード、電池を除く)
消費電力 約4W
乾電池：単1、単2、単3いずれか1種類のアルカリ乾電池2本

使用する時は、屋内用のロッドアンテナを常に延ばして使用します。
(長さ：約1.5m)

■無償貸与の条件

現在、町では、町内の各世帯に、防災行政無線戸別受信機を無償で貸与しています。
 今回設置する際の費用や利用料は必要ありませんが、設置を希望する場所にコンセントが無いなど、宅内電気工事が必要な場合は、個人負担となります。
 無償貸与対象は下記のとおりです。

★対象者

- ・住民基本台帳に登録されている1世帯1台（住居）とします。
- ・賃貸住宅にお住まいの人で、壁などに設置を希望される場合は、管理者の承諾を得てください。
- ・母屋と離れなどで世帯を分けて（2世帯）お住まいの場合は、1台ずつ無償で貸与します。
- ・社会福祉施設・地区の公民館などにも配布します。

■貸与申請

町が委託した業者（NEC株）が、腕章と町の許可証を携帯し訪問した際に、設置時に貸与申請を記入してください。

なお、不在時には、不在票に記載の連絡先へご連絡ください。

■更新期間

地 区 名	期 間	地 区 名	期 間
高塚、笹尾、迫、中大野、本山、北川、新田	9月30日(月)～10月7日(月)	梶、早尾南、早尾北、今	10月21日(月)～25日(金)
河原、法道寺、高野道、北野津	10月7日(月)～11日(金)	町、東上宮、桜ヶ丘、西上宮	10月28日(月)～11月1日(金)
西野津、反甫、立石	10月15日(火)～18日(金)	下宮、宮園、新村南、新村北	11月5日(火)～8日(金)
		立神、川上、有佐、原田	11月11日(月)～15日(金)

★訪問する時間帯は原則として、9時から17時までとします。（土日祝日を除く）

★上記の更新期間のほか、留守の場合は、再度期間を設けて訪問します。

★更新期間につきましては、変更になる場合もありますのでご了承ください。

■現在の戸別受信機について

①宮原地区：新しい戸別受信機に切り替わると、現在使用している戸別受信機は使用できなくなるため、更新時に現在の戸別受信機を回収します。

②竜北地区：新しい戸別受信機に切り替わると、現在ご使用の戸別受信機は使用できなくなるため、更新時に現在の戸別受信機を回収します。

なお、防災ラジオ型の戸別受信機を設置されているご家庭につきましては、今後も防災ラジオとして活用できます。また、活用後廃棄される場合は、各ご家庭で廃棄をしてください。